

大蔵省における火災保険制度構想

——実務官僚・平田東助の関与を中心に——

佐藤 由梨江

はじめに

本論は、一八七九（明治一二）年から一八八一年にかけて大蔵省内に設置された火災保険取調掛の活動に注目し、同掛の調査や審議の経過に基いて、その火災保険制度構想を明らかにするものである。

この取調掛は大蔵卿大隈重信のもとで設置され、御雇ドイツ人マイエットを顧問とし、大蔵官僚である平田東助が実務を執ってマイエットをサポートしつつ、大蔵省が火災保険制度の構築を進める拠点となった。本論においては、制度構築に対する平田の関与に視点を置きつつ、この時期に大蔵省でこうした制度構想がなされた意義やその限界を検討することにより、大蔵官僚としての平田東助の具体的活動を示すとともに、大蔵省におけるドイツ的な経済政策の推進と当該期の政治状況をあとづける。

明治期の国営火災保険構想については、早くは森莊三郎が関係資

料の収集と事業経過の分析を行っている⁽¹⁾。のち、森川潤がマイエットの活動を検討する中でこれを扱い⁽²⁾、また、田村祐一郎はマイエットの保険思想を中心として論じている⁽³⁾。しかし、いずれも国営強制保険として火災保険制度が構想された経過や、マイエットのプランの特徴を指摘してはいるが、大隈の目指す財政的課題の克服と実務官僚である平田、顧問であるマイエットの関係については踏み込んだ分析がなされていない。

また、平田個人については、産業組合思想や貴族院における活動などを別として、明治期の平田を正面から扱い、彼個人の思想や方向性に踏み込んで分析した研究は管見の限りほとんどない。佐賀郁朗の論考⁽⁴⁾がわずかに見出されるが、同書においては、産業組合史上の平田像の批判に徹するあまり、「明治の絶対主義天皇制を支えた藩閥官僚政治家」と強調する一面的な見方に陥っており、これは、再考の余地ある平田像であると考ええる。特に、留学経験を有する官僚として、平田が西欧に学び得たところを現実の政治・経済・社会

上の問題に対してどのように実地に活かしていったのかを検討し、彼の政策への関与を実証的に明らかにすることが重要であろう。

そこで以下では、留学から帰国後の平田の大蔵省における活動、すなわち経済政策との関わりを明らかにする。そして、当時期に展開されていた大隈財政とその課題、求められる解決策とはどのようなものだったのか、当該時期の日本の財政状況を踏まえた上で、そこに立ち上る火災保険制度の創設計画を検討したい。

一、パウエル・マイエットの雇用と平田の大蔵省入省

一八七五年九月、大蔵卿大隈重信は「天下ノ経済ヲ謀リ国家ノ會計ヲ立ツルノ議」を提案した。これは運輸業振興、金融部門整備、経費節約、華士族の家禄処分の四項目からなり、このうち経費節約について外国人雇用（冗員淘汰など）ほか四点を挙げている。さらに翌一〇月の「国家ノ理財ノ根本ヲ確立スルノ議」は、官費節減と新建築停止、銀行業保護、地租軽減と新税賦課、不換紙幣償却など一〇項目を緊急課題として取り上げた具体的政策である。財政均衡を維持しつつ殖産興業政策を進めるために、不生産的経費の削減が重要な課題となっていた。

こうした状況のもと、一八七六年三月、大隈は秩禄制度全廃の提案を太政官に提出する。これにより歳出の四〇%を占めていた従来

付することとした。大隈の建議は同年五月、原案のまま決定され、八月に「金禄公債証書発行条例」として公布される。すべての秩禄を原則金禄公債に換えて華士族に交付するこの処分により、中下士層の生活は困難になることとなった。

この秩禄処分計画に対しては反対意見もあった。在ドイツ特命全権公使の青木周蔵は木戸孝允宛の意見書において、公債証書の金額が寡少となることへの危惧とともに、士族の公債証書を府県庁が保管し、各種営業者に貸し付けた利子を公債証書所有者に配分するというプランを提示した。またこの頃、青木は平田を会計に長けた有用な人物として木戸に推薦し、「貯蓄金預り局」設置の際には彼を起用するよう依頼している。⁽⁵⁾「貯蓄金預り局」とは銀行のことであり、青木は、ドイツ人「マキエット」の建白に基づいてこれを実行するよう主張したのである。⁽⁶⁾ここに現れたマイエットという人物こそ、明治一〇年代前半の大蔵省、すなわち大隈財政下において重要な役割を果たす御雇外国人であり、平田と密接な関係を持つ人物である。彼は「経済学ニ従事シ就中銀行保険貯金預局等之事務ヲ研究致シ頗ル熟達之者」として、一八七五年秋に青木との間で雇用契約を交わし、一八七六年一月から文部省雇の東京医学学校予科教師として着任する。

青木はさらに、木戸に宛て、「品川同行にて帰朝仕り候平田東介⁽⁷⁾と申す者も然るべく御見識り置き下さるべく願ひ奉り候。皆々若輩には候えども、開明の際には健康なる種実かと存じ奉り候」と述べ、⁽⁸⁾

平田の登用につき念を押しした。

大隈の急進的な禄制改革案に反対する木戸は、七月、品川弥二郎を通じてマイエットに公債証書の各国制度調査を依頼する。マイエットは二週間弱で調査書を完成させたが、八月五日に「金禄公債証書発行条例」が公布され、ことは「水泡に属」した。そこで木戸は翌日品川を訪ねてマイエットの処遇につき相談する。この席には平田が加わっていた。品川はマイエットの通訳として平田を用いることを勧めた。これが平田が木戸に面会した最初の機会であろう。「此より顧問とマイエットとの間に介して通訳の事に従ひ、又親しく公の命を承けて、他の事項を調査せしこともありたり」と平田は述べている。木戸が彼の家を訪ねある事件の調査を命じたのは、面会のすぐ翌日のことであつた。平田は木戸の親しい訪問に感激し、徹宵して調査に従事し「二日二夜にして業卒り復命」した。

平田の調査内容は不明である。彼が調査を終えたと思われる八月九日、木戸は品川と大蔵大輔松方正義を訪い、マイエット来日の所以を語り、後来の事を頼んでいる。その後の九月二〇日、平田は内務省御用掛となつた。一〇月以降、彼は頻繁に木戸を訪ねてくる。その主なる用件はマイエットの事であつた。十一月二八日、木戸は平田へ、マイエットについて大隈重信への添書を渡している。この年の一月一二日より、文部省雇として東京医学校の語学教師を務めていたマイエットは、一八七八年五月一三日から大蔵省での職務を兼任することになる。⁹⁾

一方の平田はいつ、なぜ大蔵省へ移つたのであろうか。彼の履歴書¹⁰⁾によれば、一八七七年一月一日、内務省を「依願御用掛差免候事」、二月三日に大蔵省より「御用掛申付候事 但月給八十円下賜可為判任心得事」とある。つまり四ヵ月ほど内務省御用掛を務めた後、半月ほどブランクを経て大蔵省御用掛となつている。平田と親交の厚かつた武井守正によると、以下のような経緯があつた。

私が始めて平田君と知りあひになつたのは確か明治九年だつたと思つて居る。私が内務省に居た時平田君はドイツから帰つて来て伊藤公の紹介で内務省へはいつた、頗る頭のよい思慮に富んだ君子風の男だつた、奏任御用といふ名目であつたが十一年に保険の事について獨人のマイエル等と共に一心に研究して居たが、その中大蔵卿の大隈さんからは是非平田が欲しいからこつちへ譲つて呉れないかと申込んで来た、内務省でも調法の人物だつたので手放したくなかつたが、とう／＼たつての懇望で大蔵省へ彼を送つた¹¹⁾

平田の内務省採用には伊藤博文の力添えがあつたようである。あるいは木戸から伊藤に依頼をしたとも考えられる。¹²⁾大隈よりの「懇望」で大蔵省に移つたのは、品川から大隈へ「平田東介¹³⁾事、乍此上よろしく御配慮之程」を頼んでいたことも働いていたであろう。大蔵省に採用されて以降の平田とマイエットは、大蔵卿大隈の財政政策に寄与する存在であつた。この頃のことにつき、大隈は以下の通り述べている。

マイエツト氏と相談をしまして、猶又日耳曼に遊学して是等の学問をして来た平田東助君にも相談を掛けて色々考えた末、終に此備荒儲蓄法と云ふものを拵へまして、若し不時の災難に罹り困苦に陥つた人民の出来た時には、平生の儲蓄金を貸附けて其税金を払ふことが出来る様にしたらドーであらうと云ふ所から其取調にかゝつたが、之れは詰まり一種の保険即ち租税保険とでも云ふべき手段でありますから、之れが話の種になつて歐洲には斯う云ふ保険法がある又アー云ふ保険法があると云ふ話が出て来て、終には先づ此東京の度に起る火災の爲めに少なからざる人民の困難を醸すがドーかして之れも救ふてやる方法を付けねばならぬ、此俣に打ち捨てて置ては東京の富の発達と云ふものは常に妨害を受けて居る⁽¹⁴⁾

一八七八年中にマイエツトは「地稅改正第一 二回質問答書」や「地租軽減の説」を著し大蔵省に提出、平田はそれぞれの訳にあつてゐる。こうした税制に関わるアドバイスや建言がなされるうち、大隈とマイエツトと平田の間から備荒儲蓄法の計画が立ち上がった。大隈の認識としては、この法の租税保険としての有効性を認めた上、他の保険法についても話が広がった結果、火災保険の重要性が浮かび上がってきたことになる。

平田が保険制度に関わつていった契機は、マイエツトより日本における国費増大と産業未振興の現状につき問われたのに対し、「我が爲政者は、常に此事に焦心苦慮するも、如何せん資本欠乏の爲め

何事をも爲す能はず」と答え、談話を進めるうち、「マイエツトは不動産銀行を起し、土地家屋を利用するの道を開くべきを語り出で、且之を成すには、火災保険の制度を採用し、以て家屋に対する信用を確実にし、之に依りて資金の融通をなすの最も急務なるを説くに至」つたという。そうして大蔵卿大隈に建言しようとするので、「予（筆者註・平田）は大いに之を賛成して、其の趣旨を伝致したるに卿は之を嘉納し、親しく其の説を聞かんことを望まれたれば、予は乃ち之を紹介して意見を面陳せしめたり。卿は又其の概要を書せしめ、之を大久保内務卿に謀る。幾もなくして大久保侯は紀尾井坂の凶変に斃れたるも、明治十二年四月、火災保険取調掛を大蔵省に置き、各庁より委員を選んで、審議立案せしめ、マイエツトを聘して其の顧問に備ふ⁽¹⁵⁾」に至つた。平田の側からすると、保険制度への関わりは、火災による家産蕩尽¹¹資本消失への対処と、不動産に対する信用を確実にすることで資金融通の道を開く、といった二点をその出発点としてゐる。

備荒儲蓄法も火災保険制度も災害という不測の事態への対策であり、前者には農業災害を被つた農民への資金貸与という救助の側面と、地租の確実な徴収という国家予算確保の側面がある。後者には焼失家屋の再建に対する資金貸与という救助の側面と、資金融通の活性化を図る経済政策の側面がある。いずれも民生と財政に関わるものであり、ゆえに内務・大蔵の両省の監督のもと、全国的・強制的に行われる必要があつた。さらに備荒儲蓄法においては、各県で

徴収した備荒儲蓄費により紙幣償還を進めるというインフレ対策が担われていた。大蔵省において大隈が推進を決めた二つのプランは、いずれも大隈の財政方針に適い、補強するものであった。すなわち、大隈の財政的課題と平田・マイエットの建言が噛み合った結果、両者の有用性が明らかとなり、二つのプランが立ち上がったのである。ここに、大隈とマイエット、平田らは保険制度の確立という共通の目標をもって大蔵省内で取調事業を開始する。

二、火災保険制度構想の具体化

内務大書記官品川弥二郎は一八七八年四月五日付で、大蔵卿大隈へ「文部省雇独逸人「マイエット」ノ採用ヲ請フノ書」⁽¹⁶⁾を送った。

前述した、平田が仲介してマイエットを大隈へ面陳せしめたという一件は、この品川の推挙の前後のことかと思われる。推薦書においては、マイエットがベルリン出身であり、経済学に従事し、中でも銀行保険貯金預局などの事務を研究し頗る熟達の方であること、⁽¹⁷⁾来日前に「心ヲ貯金預局之事ニ傾ケ、本邦之風俗民情ト政治及経済ノ状況ヲ考察シ、予メ聖上陛下ニ上ル之書并貯金預局ノ規程案一冊ヲ編製シ携テ渡航仕、特ニ猷ズル所アラントシ周旋罷在候折柄、貯金預局ハ此時間ニ使製セラレ」、かつ台湾出兵から西南戦争と非常事態が続くに際し、「常事ノ宜ク朝務ヲ煩スベキニ非ルヲ以テ遂ニ猶予今日ニ至」った旨が述べられている。こうした状況のマイエット

につき、品川は当人の素志を無駄にしないよう大蔵省への採用を要請した。

四月一三日、マイエットは東京の芝天光院で開かれた東亜自然人文独逸学会例会において、「火災、地震、台風、洪水および戦争による日本全土における家屋の平均的損壊、ならびに財産の確保、確実な担保および安価な信用の保証を前提とした、これらすべての災害にたいする家屋の強制保険に関する諸提言」という演題で講演した。大隈が火災保険につきマイエットに大要を書せしめ、大久保にはかったという書類は、この講演をもとにしたものであるうか。こうした品川の推挙や平田を通じた建言により、マイエットは「銀行保険貯金預局等之事務ヲ研究致シ頗ル熟達」である点を大隈に認められ、理財事務に関する大蔵卿及び官員の質問調査への報告・答申を本務として、五月一三日付で大蔵省への兼務を命じられるのである。⁽¹⁸⁾

マイエットの講演は寺田勇吉により六月までに翻訳され、『日本家屋保険論』と題して印刷後、政府当局者や知人に配布された。これは品川より福地源一郎に依頼したものか、日報社で印刷されたようである。⁽¹⁹⁾『東京日日新聞』ではすでに六月七日より「日本家屋保険論」と題する一欄を設け、「之を一読するに所論着実にして、頗る我邦の今日に緊要なるものあり。蓋し有益の一大文字なり。因て其訳文を登載して以て読者に示す」との編者の前文を加えた上で、七月一八日まで転載している。⁽²⁰⁾これによって本論は流通にのらない

個人的出版物でありながら、広く世人に公開することが出来た。大新聞である『東京日日新聞』という足場を得て、政府内だけでなく広く世人の注意をひいた上で、火災保険制度の設立構想は具体化に向けて出発したのである。

『日本家屋保険論』の論ずるところは、火災保険が国民生活の安定、財産保護、建物の担保価値の増大、金融の便宜、金利低下、産業発達などのため大きな効果を持つとの主張である。日本の統計資料を使って火災・地震・風害・水害・戦争の五つの災害につき危険率を計算した上、保険実施に要する保険料を算出し、この実施のためには国営強制保険（事務は警視局か租税局で管轄）として行うのが適当であると述べている。その理由として、①全国的な保険実施には政府主導が便利な点、②保険事業による政府の収益は国民一般の利得であり、また政府の支払能力が強固である点、③保険を民営事業としても政府の警察事務は減らない点、④警察・消防・治水事務が政府の負担である点、⑤国庫収入の増加、⑥国民に保険思想が未普及のため強制保険が適切である点、⑦国営保険実施により国民に保険思想が普及し他種の保険事業を興す点、⑧保険制度がなければ政府による貧民救助を必要とする点、以上八点が挙げられている。国営保険を主張するにつき、マイエットは先例としてドイツ諸邦の制度を実例として掲げている。平塚定次郎がマイエットについて「コノ人ハ元來統計学者デコノ人ノ説ハスベテ統計上ノ調査ガ基礎トナツテ居タ⁽²¹⁾」と述べている通り、マイエットの他の論説にも言える

ことであるが、本論も具体的かつ詳細な数字に基づいて論が進められているのが特徴である。

さて、大蔵省兼務としてのマイエットの働きが認められ、また火災保険制度の建言が容れられたためであろう、翌一八七九年四月八日より彼は大蔵省専任の「大蔵省一般ノ事務并ニ火災保険事務顧問」として採用される。月俸は六〇〇円、文部省との兼勤時の月給が二五〇円（文部省）＋一〇〇円（大蔵省）の三五〇円だったことからしても格段に待遇が向上したのみならず、雇用期間も文部省は二年間、大蔵省兼務は適宜解約という契約であったが、大蔵省専任となったことで五年間の雇用が約された。当時大蔵省で雇われていた外国人一四名のうち、本省にはマイエットのほか英人ビードン（法律顧問、内務・大蔵・工部三省で雇）、同ビットマン（東洋商況等取調、内務・大蔵両省雇）、埤人H・v・シーボルト（書記並通弁）⁽²²⁾がいたが、この中においてマイエットの火災保険並理財事務顧問という役割は大蔵省だからこそ必要とするものであり、大隈も彼の能力に期待していたと見てよからう。⁽²³⁾

火災保険事務顧問となったマイエットのもと、早速四月中より大蔵省内で調査が始められる。四月一七日付で大蔵卿大隈の名で東京府知事楠本正隆へ「兼テ及御協議候家屋火災保険事務取調方ノ儀、今般於当省右事務掛ヲ設ケ其取調方ニ着手⁽²⁴⁾」するので東京府からも委員を出務させるようにとの通知が送られた。大蔵省内に火災保険取調掛が設置されたのは翌五月七日であり、その翌日、事後報告と

して大隈から太政大臣三条実美宛に「家屋火災保険事務取調方施行の儀に付上申」がなされる。

家屋火災保険之儀者、頗る緊要不可欠之事業に有之候処、到底官に於て其施行方に着手致候儀、便宜之筋に相当り、既に独逸連邦之類例に在ても、大抵官之施設に係り、其効驗著明なる様相見候に付、今般新に当省に於て該事務取調掛を設置し、右諸邦之成規定例に基づき、実地施行之順序に相運候様、充分之調査致し度⁽²⁶⁾：

ここにあるように、家屋火災保険制度がドイツ連邦で効果を発揮していることを根拠に、その制度にならぬ官宮で実施したい旨が、取調掛設置の時点ではっきりと明示されている。その調査事務に際しては、大蔵省の官員のほか「兼て右事務に心掛け厚く、既に一篇之著述も有之候」マイエットを調査に参与させ、かつ内務省・警視局・東京府は事務実地上の關係も少なくないので、各官府から委員を出務させたいと求めた。ただ太政官の任命は要せず、大蔵省より委員出務を要請して内務卿と協議の上で申告する、とことわっている。關係各官府に協力を求め、合議し、同意を得て実施へ向かおうとするが、あくまで大蔵省の主導のもとプランは進められるのである。

こうして火災保険取調は、大蔵省の少書記官土山盛有と権少書記官平田東助、内務省の大書記官品川弥二郎、警視局の権中警視石井邦猷、東京府の大書記官千田貞暁・二等属伊藤徹・七等属河出良二

の委員七名、そして大蔵省雇のマイエットらにより進められることとなる。

三、火災保険取調掛における調査と審議

火災保険取調掛における調査・審査の経過につき、同掛の事務報告書等⁽²⁶⁾によりその流れを追ってみた。取調掛設置後の五月一五日、大蔵卿大隈の招集により千田を除く委員とマイエットらが来会する。大隈は彼らを官房に集め、火災保険の緊要である理由とその方法調査のため委員を設けた主旨を述べた。そして各委員が分担事項を話し合うとともに、家屋保険の経済上の効果及び日本の現状における実効性など七条の討議すべき問題を確認する。調査の方針としては、歐洲各国の官宮保険の事例・規則を審査酌量の上、東京府を始め続いて京阪二府及び横浜兵庫神戸の三港にて実施との議に決した。そして、まずは家屋とその罹災に関するデータ収集とそれに基づく新築価格の査定を行うべきであるとの決議を受け、東京府の委員を中心に府下家屋の焼亡坪・現在の棟数坪数・新築価額等の調査が行われ、大蔵省に報告された。

約二ヵ月後の七月、第二回の火災保険審査会が行われ、各種建物につき保険の適用・非適用の範囲を決定した。さらに一〇月、土山と随行属官二名が京坂二府及び神奈川・兵庫へ出張し、家屋保険着手の順序方法の説明及び該府県下の家屋坪数等の取調べにあたる。

そして一二月から翌月にかけて八回にわたり委員会議が開かれ、審査問題の各條款が審議討論された。すでに調査した各家屋のデータをもとにその価額等級を量定し、かつ保険区域の人口の多寡を計算して賦金表を調製する傍ら、内務省と大蔵省の取調掛において、家屋建築に必要な諸木材金属や職工料などの四季平均価額を算出し、保険法調査上の参照資料とした。

取調掛の設置から約一年たち一八八〇年の春になると、基礎的なデータの収集整理も山を越える。五月中には大蔵省の取調掛内で「家屋評価条例」の調査・審議を行っているが、「保険条例」・「評価規則」の草案が東京府へと送られたのは年末も迫った二月一日のことだった。前年中は頻繁に委員会議が行われ、各委員が審査問題について意見を交わし保険条例案をかためていく活発さが見られたにも拘らず、この年五月から一二月までの間、少なくとも大蔵省の取調掛と東京府の取調掛の間で交わされる公文はぼつかりと空いており、僅かなやり取りしか行われていないようである。⁽²⁸⁾この停滞は何故であろうか。

この年三月からマイエットは太政官会計部御用掛を兼務し、五月には平田も会計部勤務を命じられる。また、五月以降は会計部担当参議の大隈が、一部官営事業払い下げなどを含む「経済政策の変更に就て」、五千万円の外債募集を図る「通貨の制度を改めん事を請ふの議」といった建言を提出し、外債問題をめぐって紛糾が生じた。さらに、マイエットが起草し大隈が推進した備荒儲蓄法案は、閣議

に提出されると、やはり議論の紛糾を呼ぶ。九月に入ると大隈は「財政革新ノ議」を建議し、それを受ける形で一二月には工場下概則の制定、農商務省設立の建議を行っている。こうして見ると、取調掛での事業停滞は元々の火災保険制度の推進者である大隈が参議省卿分離の改革により二月末に大蔵卿を離れた上、財政上の建議とその実行に意を注いでいたこと、さらに会計検査院に関してマイエットが「上等検査院職務章程」などを始めとする規則・条例案の起草に力を入れ、その翻訳を大蔵省の取調掛に所属する翻訳専任の者かあるいは平田が務めていたこと、つまり火災保険制度の推進者である者たちが総じて他の政策案件に力を注いでいたことが原因ではないだろうか。なお、この間の一〇月には、マイエットが一八七八年九月・一〇月に東亜自然人文独逸学会で行った演説をもとに三浦良春・青山大太郎が訳、平田が校閲を行った『日本公債弁』が出版されており、平田はその序文を書いている。こうした活動も大隈の財政政策を側面から支えるものであった。⁽²⁹⁾

結局、「保険条例」・「評価規則」についての意見調整は翌一八八一年に持ち越される。そのうちに、一月二六日、神田区松枝町の大火が一万五千余戸を焼き尽くし、翌月にも同区柳町から大火が起った。なお、取調掛が設けられた一八七九年、その翌年とも年末に大火が起り、一八八〇年中には六度の大火に加え大風災も起こっている。まさに頻発する災害への処方箋として火災保険制度の実施は必要であると委員たちも強く意識したであろう。保険条例の

完成が見えない状況に、東京府委員は「十二年五月以来幾ント二星霜ヲ閱シ荏苒入弥久、猶終局ノ期ハ茫乎トシテ預知シ難ク或ハ当初委員ヲ置レタル主旨ニ違フナキヤノ疑アリ」と不満を抱くとともに、「火災保険官行ノ議」⁽³¹⁾を大隈に提出し、「これまで世人には保険官行への反対論があったが」「民情一変時到リ機熟ス」この時を逃さず保険を実施すべきである、と訴えた。

そして、取調事業の中心にある平田もまた、保険実施の機を逃してはならないと考えていた。彼が大隈宛の上申書を送ったのは三月二八あるいは二九日のことである。すでに大蔵卿は佐野に代わっているが、元々の監督者・後ろ盾である大隈へ保険施行を促している。平田は、これまでの取調べで得られたデータをもとに具体的な数字を示し、保険の施行は容易であることを説得的に論じた。

まず、保険施行の順序について、保険実施予定の京阪二府及び横浜・神戸に関しては（詳細調査が未済の横浜以外）焼亡がごく少なく家屋も堅牢であるため、容易に保険できると保証した。しかし、東京に関しては人口稠密、家屋の危険さ、火災の多さゆえに保険料は一円七八銭三厘を下らず、さらに評価手数料等を加える必要があるので決して低くはない額になる。これを欧州諸国に比べると幾倍も高いが、しかし、決して実行出来ないわけではない、と平田は言う。それはなぜか。「本府火害ノ惨酷ナル皆人ノ知ル所ニシテ、如シ保險ニ因テ府民ヲシテ流離飢寒ノ禍ヲ免ル、ヲ得セシメハ、仮令ヒ平均二円ノ賦金タリトモ更ニ高シト為スニ足ラサル」からである。

しかし、賦金の高さに府民が堪えられず、また、府下の火災の頻発と規模からこれを保険するのは危険と考えるならば、罹災家屋へ渡す保険金は無利息の年賦貸下金となして二〜三〇年の年限で漸次元金を徴収し、他の被害を受けなかった家屋には、貸下金の利子と保険諸雑費を償うに足るだけの賦金を課する方法がある。また、保険局（保険管轄の部局として設置を想定）は貸下金により再建した家屋を抵当として証券を発行し、それを貸下資本に充てる。こうすれば賦金はごく低くなり、政府も危険にさらされることなく、かつ資本も常に充分とすることができるといのである。

さらに、政府による府下への早急な保険施行を必要とする一事があるという。それはこの年二月に府達として発布された「防火線路並びに屋上制限規則」（防火令）による家屋改築及び改葺であった。これは火災減少のために緊要なことではあるが、改築改葺に要する費額は巨額に上り、平均一棟につき約四八円がかかる割合となる。だからこそ、と平田は続けて述べる。

今ヤ東京ノ状況ヲ視ルニ、産業一般ニ衰減シ金融壅塞シ、且物価ノ騰貴ニ逢ヒ中等以下ノ民ハ流離飢寒セサル者殆ト稀ナリ。且中等以上ノ民タリトモ皆生計ノ困苦ヲ訴ヘサルハナシ。此時ニ際シテ每一棟四十七円九十三銭余ノ費用ヲ弁セシメンコト府民タル者亦艱難ナラスヤ。然リ而シテ府民ヲシテ能ク容易ニ此費用ヲ弁セシメ、且速ニ家屋ヲ改良セシメ以テ火害ヲ将来ニ減殺スルニハ、火災保険ヲ施行スルニ如クハナシ。蓋シ木造家屋

ハ火災ニ罹リ易キヲ以テ抵当上甚タ信用薄ク、通常高利ヲ以テスルニ非レハ金ヲ借ル能ハスト雖、若シ保険ヲ受クルトキハ忽チ土地ト一般ノ信用ヲ生シ、低利ヲ以テ容易ニ金ヲ借ルヲ得ヘク、畢竟一大財産ヲ新ニ増殖セルニ外ナラス。其レ如此クナルトキハ以テ能ク改築及改葺ノ目的ヲ達スルヲ得ヘク、且以テ現今金融ノ壅塞ヲ匡済スルヲ得ヘキナリ。若シ然ラスシテ、唯タ改築及改葺ヲ強命スルハ少ク酷ニ過キサランカ。夫レ家屋改良ノ挙ハ美ハ則チ美ナリト雖、若シ傍ヲ補助ノ道ヲ設ケスハ徒ニ之ヲ遂クルノ難キノミナラ〔ス〕、良改モ却テ抑圧トナル患ナシトセサルナリ。

〔中略〕今府下ノ民ハ昨臘及今年十二月ノ大火ニ懲リ大ニ将来ヲ憂慮スルノ時ナレハ、保険施行ノ命ヲ下スニ今日ヲ以テ最モ適當ノ機会ナリトス。閣下願クハ速カニ議ヲ決シ、今ニ於テ至急ニ保険施行ノ令ヲ発セラレンコトヲ。

つまり、東京府の防火政策と絡み、多額の費用を要する家屋改築・改葺を府民に実行させるにあたって、保険を施行すれば抵当としての信用が生じるので低利での資金借用が出来る、ゆえに府民は家屋改築・改葺も行えるし、融資を活発にして「現今金融ノ壅塞」を救うことも出来る、という見込みであった。火災の頻発と被害に鑑み、東京府としてもその予防は是非実施しなければならないものであり、火災保険を施行する上でも火災のリスクを抑えることが肝要となる。その実行には多額の費用がかかるが、その問題も火災保

険の実施で解決し得ると見ていたのである。ここでは、防火令と火災保険が分かちがたく絡んでいる。この防火令に関して、平田は「東京市内の屋上制限及街路拡張の如き、…全く火災消防の便に供するに出たるものにして、亦予等委員の計画に本づけり」と語っており⁽³³⁾、大蔵省の取調掛と東京府の委員の間で「防火壁建築方法并費額」についての調査要請・報告が行われていることから見て、火災保険制度取調の中から防火令が生まれたと見てよい。火災を防ぎ府民を「流離飢寒ノ禍」から守ることを目指しつつ、二つの策を掛け合わせることで多大な改築費に府民が堪えられるようにする、というこの火災保険制度案は、「家屋保険、家屋改良義務、及び不動産銀行の三者は、交互相待て能く其用を成し、一も欠くべからざること恰も鼎足の如し」というマイエットの意見の大体が取調委員たちに採用された結果であろう。

『日本家屋保険論』においてすでにマイエットは、保険の導入により家屋の担保価値を高め、家屋を担保とする貸借の金利を引き下げれば事業の興隆を呼び、工業は隆盛を極めその繁盛に従って輸出品も増益することが明らかだと述べている。家屋という資産の資本化を目指し、保険を損害補償のみならず経済活性化の重要な方法として活用しようとするのである。⁽³⁵⁾ その意図は最終的に完成した「家屋保険法」に添えられた「家屋保険法説明書」にも生きている。冒頭に述べられる保険法の意義が、「夫れ保険法の設あらん乎、以て財産を保護すべく、以て財産の信任を起すべく、以て金融を容易な

らしむべし。若し保険法の設なからん乎、民復た其富安を保つ能はざるなり⁽³⁶⁾とあることから明らかである。

火災保険制度の構想にはその具体化の段階から「産業一般ニ衰減シ金融壅塞」している状況を解決しようとの目的が込められており、それこそが大蔵卿大隈の財政上の課題克服にとつて重要な眼目だったのではないか。取調掛が設置される少し前の一八七九年三月には「勤儉の詔」が煥発され、未だ生産が振わない現状解決のため、冗費を節し業を勤め、本を培う資に充てるなど民を富まし生を厚くする方策が大蔵諸卿に求められている。そうした状況の中でマイエツトのプランは見込まれ、彼のプランに当初より賛同していた平田もまた、保険制度が資金融通の道を開くという点を重要な点だと認識していた。そして、保険の実施による低利の資金融通が「一大財産ヲ新ニ増殖セルニ外ナラス」と信頼を置いたからこそ、安くはない保険料と家屋の改築・改葺費を府民に求める案を進めようとするのであろう。ただし彼は家屋改良は「美ハ則チ美ナリト雖」、改築及改葺の強命は酷であるとも認識している。「良改モ却テ抑庄トナル患」を避けるため、改築費の補助の必要を示しているのである。

そして、府民の火災を厭う意識が強い今この時を逃さず保険を実施すべき旨を訴え、速やかな議決と保険施行の実施を求める。これを受けてであろう、五月初旬、大隈が大蔵省に出頭し各委員を集めて議した末、「本務ノ忽諸緩慢ニ付スヘカラサルヲ以テ、十数日ノ期限ヲ定メ保険条例案等ヲ制定セシム⁽³⁷⁾」こととなった。こうして大

蔵省の取調掛において「家屋保険条例」案を脱稿し、同月下旬には各委員へ送って、最終的な意見調整を行う段階となる⁽³⁸⁾。

四、明治一四年政変の影響

一八八一年七月、大蔵卿佐野常民より太政大臣三条実美へ「家屋保険法案」が上申される。二年以上にわたる火災保険取調委員の調査・審議の成果がついにその採否を問われることになった。この法案の元々の推進者である参議大隈は当時東北巡幸に供奉しており、委員たちは「還幸後ニ非ンハ裁定アラサルヘシト想像⁽³⁹⁾」していた。

上申前の六月、岩倉、井上毅、伊藤らの間には大隈意見書をめぐり立憲制導入に関する重大な動きが起こっていたが、平田はその頃「家屋保険法案」の最後の詰めを追っていた。草案の脱稿後、直ちに各委員の意見の総まとめに入る委員総会議が行われ、毎條款について審議したが、そこでもなお東京府委員より強い異議がなされたため対応にあたるほか、火災保険下調費用の決算事務も行わなければならなかった⁽⁴¹⁾。平田は大蔵省委員の多忙のためであろうか、六月半ばより太政官内務部の少書記官伊東巳代治が大蔵省委員として取調掛へ出務している⁽⁴²⁾。さらに六月二八日、平田は官有財産管理法取調委員に任命された⁽⁴³⁾。これは大隈の建議により設置されたもので、会計検査院が主となって官有財産管理法の草案作成を進めることとなる⁽⁴⁴⁾。職務に追われるうち、開拓使官有物払下げ事件で政府攻撃が

始まるまさにその頃、七月二十七日に登記法取調委員に任命される。

内務省内に登記法取調掛が設置されたのは、ともに会計部担当の参議伊藤と大隈の協議から七月に太政官に呈上された「登記法取調ノ議」に依っている。「登記法取調ノ議」は登記税収入を眼目としながらも、戸籍法の改正など財政に関わらない事項までも含む広範なものとなっている。⁽⁴⁵⁾ 大隈は七月初め頃、大蔵卿佐野に取調委員の選定を求めていたが、佐野は同月八日に「登記税法取調委員之儀に付御申越之趣は篤と勘弁候処、書記官中市川平田之両名可然存候間、即別紙表向及回答候事に有之、猶御勘考も被下度候へ共、何分外に可然見込之者無之、此段申上候」と大隈に書き送り、大蔵権大書記官市川正寧と少書記官平田を指名した。「登記法取調ノ議」には「各国登記法ノ性質規格ヲ按シ本邦ノ現況ヲ思惟スルニ其之ヲ取捨折衷スルノ方宜キヲ得ハ官民ノ便宜実ニ鮮少ナラサルモノアリ」と述べられてはいるが、登記法制定にあたり理財の学を修め、ドイツの例を取り調べる能力があり、また、火災保険制度取調べにおいて調査・審議の取りまとめの経験を積んだ平田は、見込みある適任の者として指名されたのだと考えられる。

官有物払下げ事件が収まる気配を見せない中、大蔵省内では払下げ中止を主張する者も現れ、八月末には大隈の政府追放が決定されるが、そうした政治上の動向に平田が乗っていく様子は窺えない。九月一六日付で両親へ宛てた書簡では「小子事当年ハ廿日余りも暑中休暇を賜り候得共、大蔵省太政官之外二役程も兼務有之、且ツ大

蔵省管轄之掛ハ代理を托スヘキ人も無之、夫レ故休暇トハいへ矢張り遠行もならず始終家ニ居りて公務を処弁スル様之訳ニて、漸ク二晩泊りニ鎌倉辺迄罷越候位之事故誠ニ繁多二日を送り申候」と述べ、休暇中も公務を処理するという忙しさに見舞われていた。火災保険取調掛では平田が中心になり事務を進めているゆえに代理を托すこともできないのであろう。立て続けに任命された二件の取調委員にしても大隈の建議に基づくプランを形にする役割であり、この明治一四年の夏という大隈財政の最終期において、平田は大隈の信用に値する働きをする大蔵官僚となっていたと言つてよいのではないだろうか。

しかし、周知の通り、大隈は東北巡幸から帰京直後、一〇月二日に辞職する。二一日には大蔵卿の佐野も転任し、代わりに松方が大蔵卿となった。東京府の取調委員は「廟堂ノ組織モ大ニ改リシヲ以テ或ハ其余響ノ延テ本務ニ及ノナキヤト窃ニ掛念」⁽⁵⁰⁾ していたが、果たして一一月、保険条例は上申中であるが本務はまず本月限り中止すべき旨、「松方大蔵卿ノ内命ヲ承ケ平田委員ヨリ伝達」があった。すでに平田は一〇月二五日三等検査官に転任し、火災保険取調掛から離れている。大蔵省の取調掛は翌年六月に廃止された際には、最大一六名いた掛員は一〇名になっていた。取調委員であった中島(土山)盛有も政変の影響で一一月に依願本官を免ぜられている。

上申中の保険条例の採否は未だ不明の状況ではあったが、松方が大蔵卿に就任して取調掛の本務を中止した時点で結果は既に明らか

であつた。佐野が大蔵卿として「家屋保険法案」を上申した七月、

内務卿の松方も太政大臣に「家屋保険条例之儀に付上申」⁽⁵¹⁾を提出していた。その述べるところは、火災保険の「須要有益の事業」であることを認めつつも、官立の保険局を設けて事業を直轄するのは「仮令精神は慈恵の厚きに出づるも」妥当の方法とはいえない、というのである。それは何故か。松方は第一に国民の負担増加、第二に海外諸国においてほとんど強制保険の実例が見られないこと、第三に民業奨励の三点から官営火災保険に反対している。国民の負担については、三新法制定以来、備荒儲蓄法など各府県で物議を醸している現状にあつて、なおこの「煩苛の新法」を施行すれば、人心と背馳してしまふだろう、と述べる。そして「方今政府の主義は、専ら人民の営む可き業務に干渉せず」、其自治独立の精神を發揮させることにあるゆえ、民営に任せるのがよい、と結論付けるのである。

マイエツト発案の火災保険が官行でなければならぬ意味とは、住民の負担増や民業奨励よりもより広い資金融通を優先した点にあつた。その点で松方の考え方とは相容れようがない。そして、松方の意見が通るのは、大隈が去り佐野も大蔵省から退いたとなつては自然なことであつた。一八八二年、参事院における審査によつて火災保険事業の中止が決定される。こうして二年以上をかけた火災保険制度構想は実施されることはなかったが、その後、伊藤の憲法調査に随行して渡欧した平田は、以下のような書簡を品川に送つて

いる。

兼て小弟并マイエツトより御話申し上置候 建築^{レキールレングススウマエテル} 技 長 兼 火
災消防隊士官ヂューリング之儀に付、青木に相談致候処、同人
事は既に昨年以來青木に依頼し日本政府に被雇度望之由に有之
候。此迄色々著述之書もあり、技術并に人物も至極慥かなる者
之趣故、猶小弟も直接に面談之末、青木と共に伊藤参議に持出
し候処、参議に於て別に異論を申候には無之候得共、当時政府
には未だ此等之技術士を使用して充分に其技能を尽さしむべき
用意も無之、又プランも不立事故、愈々雇ふとならば、先以
て其起工之目的方法を建議して大略の順序を定め、然る後雇入
に着手可然と之事に有之、到底急には行はれ難き模様に見候。
〔中略〕兼て御相談申上候通り消防及建築之事は国之実益を起
し、民の実利を保護する一大急務に有之、到底已むべき事に無
之候得は、縦令此度は望を達し兼候とも、又好機会も可有之、
来春帰朝之節迄には多少此等之事に付ても御土産となるべきマ
テリアールを持参致度心得に御座候⁽⁵²⁾

平田の横浜出航は参事院決定の通達後であり、彼は事業の中止を知らずに渡欧したわけではなく、知りつつも消防や建築に関して意欲を失わず、国の実益を起し民の実利を保護する一大急務と捉えて他日を期しているのである。ここに彼が携わつてきた事業への主体性を見ることができよう。

なお、平田は事業中止という結果について、「予等数年の星霜を

積み立て調査したる結果は、殆んど水泡に帰したる」と述べながらも、「林友幸此の案を見て、其の必要全くべからざるを認め、同志に相謀りて東京火災保険会社を設立し、本邦火災保険業の先鞭を著けたり」、また「東京市内の屋上制限及街路拡張の如き、…堀留開墾の如きも、全く火災予防の便に供するに出でたるものにして、亦予等委員の計画に本づけり。然れば予等の志も幾分か酬ゆる所ありと云ふべきなり」とその意義を認め、成果に自信を持っている。

おわりに

火災保険制度構想には、その具体化の段階から「産業一般ニ衰減シ金融壅塞」している状況解決の目的が込められており、それこそが大蔵卿大隈の財政上の課題克服にとつて重要な眼目であった。マイエットのプランに当初より賛同していた平田もまた、火災保険制度が低利の資金融通の方策として重要であると認識し、主体性を持ってその実現に力を傾けたと結論付けられる。

ドイツで得た学識を持つ平田の働きは、大隈財政をサポートするものであった。それはマイエットのもたらすドイツ財政学に依つたものである。マイエットの経済論は明らかにドイツ歴史学派の経済学に拠っており、平田もまた留学により学んだドイツ歴史学派の経済学に基づいて、大隈財政上の課題解決のために力を発揮した。⁵⁴だが、明治一四年政変を境に大蔵省内に変動が起こる。平田とマイエット

の進める火災保険制度構想の後ろ盾である大隈が官を去ると、同構想は否決の憂き目を見た。平田は大蔵省に残ることとなるが、マイエットは翌年大蔵省から去る。それは経費削減のためでもあるが、松方に反する大隈財政を支えていた、そして火災保険の主唱をしたマイエットは別の舞台を探さなければならなくなったのである。ただし、華族、殖民、貯金、農業保険など、マイエットの興業への志向は変わらない。そして、社会問題への関心も加わり、新歴史学派的な方向に進んでいく。

総じて本論は平田東助が、ドイツ留学からの帰国後に御雇ドイツ人マイエットと双方の扶助関係⁵⁵を持ちつつ、大蔵官僚として火災保険取調事業やマイエットの建言に係る制度構想を核に、財政的課題を解決しようとした一つのケースとして、また、大隈財政下のドイツ的な経済政策の推進の様相を明らかにするものとして、知見を供することができると思われる。

その一方で、政変後の大蔵省においては松方のフランス流農業金融組織があり、他方で農商務省はやがてドイツ流信用組合⁵⁶によって対抗しようとするというが、平田の試みがどの位置を占めるものであるかは、分析すべき課題である。また、今回明治二〇年前後の平田の論説の検討には及ぶことが出来なかったが、その追究も一つの意義ある課題であると考ええる。これらに関しては改めて他稿で論じたい。

注

- (1) 森莊三郎「日本家屋保険国営論経済資料」有斐閣、一九二五年。
- (2) 森川潤「獨逸同学会」の形成―語学教師マイエットの処遇をとおして―(「広島修大論集人文編」三六巻一号、一九九五年)。
- (3) 田村祐一郎「明治の強制公営保険案―マイエットの保険思想―」(千葉商大論叢)三九巻四号、二〇〇二年三月)。
- (4) 佐賀郁朗「君臣平田東助論」日本経済評論社、一九八七年。
- (5) 木戸孝允関係文書研究会編「木戸孝允関係文書二」(東京大学出版会、二〇〇五年)所収、一八七六年一月五日付青木周蔵書簡。
- (6) 森川前掲論文一〇頁。
- (7) 早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」イ一四 a 四六一二「文部省雇独逸人「マイエット」ノ採用ヲ請フノ書」。
- (8) 「木戸孝允関係文書二」所収、一八七六年二月七日付青木周蔵書簡。
- (9) 羽賀祥二「パウエル・マイエット―亜細亞ノ字魯西国」日本の改革―立命館大学人文科学研究所紀要五九号、一九九三年、三〇〇・三〇八頁。
- (10) 国立公文書館所蔵「枢密院文書・枢密院高等官転免履歴書明治ノ一」中、「平田東助」。以下「履歴書」とする。
- (11) 大日本産業組合中央會「産業組合」大正一四年(復刻版第二〇巻、日本経済評論社、一九七八年)。
- (12) 妻木忠太「木戸松菊公逸話 史実参照」(有朋堂書店、一九三五年、四五九頁)には、平田が木戸から将来につき聞かれて官途に就きたい希望を述べたこと、平田の大蔵省への転任に関し、木戸が彼の将来を考慮して大隈に紹介・推薦した旨の平田の談話がある。
- (13) 早稲田大学大学史資料センター編「大隈重信関係文書六」みすず書房、二〇一〇年、一九二頁、一八七七年(カ)一月二七日付大隈宛品川書簡。
- (14) 「保険国営に関する参考資料第一輯」(生命保険協会、一九三一年)所収の一八九九年一月二九日「保険時報」。
- (15) 加藤房蔵「伯爵平田東助伝」平田伯伝記編纂事務所、一九二七年、三七〇～三七一頁。
- (16) 前掲「文部省雇独逸人「マイエット」ノ採用ヲ請フノ書」。
- (17) 森川前掲論文によれば、マイエットは一八四六年生まれ、一八六五年冬学期にスイスのカントン・アカデミーに入学、翌年夏学期ベルリン大学に学籍登録し、官房諸科・農学系を学ぶ。翌年秋ライプチヒ大学に移り、一八六九年冬学期まで在学。学位を取得しないまま、一八七一年から七四年にかけて自営商人として活動、同年から翌年までベルリン生命保険会社の見習として勤務したのち、同年秋に青木との間で雇用契約を結ぶ。
- (18) この間の経緯の詳細は森川前掲論文を参照のこと。
- (19) 尚友倶楽部品川弥二郎関係文書編纂委員会編「品川弥二郎関係文書六」山川出版社、二〇〇三年、一七一頁、(一八七八年カ)七月一日付品川宛福地書簡。
- (20) 森前掲書五五五～五五六頁。
- (21) 八木沢善次「ペイ・マイエットと明治初期の財政」(「経済学論集」二巻九号、一九三三年九月)八九頁。
- (22) 国立公文書館所蔵「記録材料・大蔵省第五回年報書附録三」中、「翻訳課」の「明治十二年六月三十日御備外国人現員表」。
- (23) マイエットの住居については、官舎が破損し狭隘であるため五六一六円の多額を投じて改築の上、貸与している。一八七五年に大隈自身が経費節減対象に外国人雇用を挙げ、官費節減と新建築の停止等を緊急課題として取り上げているが、だからこそ大蔵省においてこの様な待遇がなされた点を大隈の期待の表れと見ることができよう。
- (24) 東京都公文書館所蔵「明治十二年 往復留 火災保険取調掛」。以下「往復留」とする。
- (25) 森前掲書二〇七～二〇八頁。
- (26) 前掲「記録材料・大蔵省第五回年報書附録三」、同「第六回年報書附録」、同「第七回年報附録」中の「火災保険取調掛」。
- (27) 「往復留」。

- (28) 「往復留」、東京都公文書館所蔵「明治十三年一月 要件撮記 火災保険取調掛」(以下「要件撮記」とする)。
- (29) 平田は本序文で、公債はその目的・利害・返済方法が適当であれば国家の利益になるものと主張している。そして、本書は多くの外国新聞が公債の面から日本財政の不健全性を批判したことに対してその健全性を分析論証したものであり、紙幣対策を講じる大隈財政の援護をなす論でもあった。
- (30) 生命保険会社協会編纂「明治大正保険史料」第一巻第一編第四・六類、一九三四年「火災保険取調事務沿革」一九八―一九九頁。
- (31) 「大隈文書」a三九二〇。
- (32) 国立国会図書館憲政資料室所蔵「品川弥二郎文書(その一)」一三四三「火災保険関係一件」中、平田東助上申書、一八八一年三月二九日(R・六三)。適宜句読点を付した。なお、「大隈文書」中に「家屋火災保険取調報告書」として同年三月二八日付の同内容の文書が残されている。
- (33) 「伯爵平田東助伝」三七一―三七二頁。
- (34) 「往復留」。
- (35) 田村前掲論文四頁。
- (36) 森前掲書三二二頁。
- (37) 前掲「火災保険取調事務沿革」一九九頁。
- (38) 「家屋保険条例」案の要旨については、森前掲書所収「家屋保険法説明書」を参照のこと。その要点は、①全国を対象に強制火災保険制度を定め、②建築条例により家屋建築を制限し、防火壁等を設け、消防機関を完全にして火災発生・延焼の防止を図るものであり、順序としてはまず家屋保険法を実施、続いて建築費貸付法を設け、次に建築条例を実施するものである。この法案の特色として、①火災のみならず種々の天災に対し家屋を保険する幅広いものである点、②被災者に対し保険金給付ではなく一定の補助金を無利息で貸し付け、毎年規定の割合ずつを二五年間で償還させ、かつその年賦金を納付させるための担保を提供させるといふ点がある。
- (39) 前掲「火災保険取調事務沿革」二〇〇頁。
- (40) 東京都公文書館所蔵「明治十四年 決議綴込 火災保険取調掛」(以下「決議綴込」とする)六月七日付、保険条例案十七条に関する東京府委員から平田への通牒。
- (41) 「往復留」六月一日付通知ほか
- (42) 「決議綴込」六月一日付、大蔵省火災保険取調掛の通知。なお、同年四月二八日付の伊藤宛品川書簡に「伊東巳代治を何卒保険取調掛りへ御加へ被下度、過日大隈参議へ願置候」とある(『伊藤博文関係文書 五』二三七頁)。
- (43) 「履歴書」。
- (44) 大日方純夫「自由民権運動と立憲改進党」早稲田大学出版部、一九九一年、一二五―一二七頁。
- (45) 福島正夫「明治十五年の身分登記条例草案」(『早稲田法学』五〇巻三号、一九七五年三月)六〇―六五頁。
- (46) 「大隈重信関係文書六」二〇一〇年、四一頁。
- (47) 國學院大學図書館所蔵「梧陰文庫」B二二〇一「登記法取調ノ議」。
- (48) 火災保険取調委員の中島盛有は八月二〇日付の大隈宛書簡で、払下げ事件に関して同藩人の間で「密議」を行い、期するところがあることを示している(『大隈重信関係文書 四』日本史籍協会、一九三四年、三〇三・三〇七頁)。同僚である中島が佐賀藩出身の仲間と政治的運動を期している状況で、一方の平田は休暇中も着実に「公務を処弁スル」態度をとり、軽はずみに政変の流れに乗らなかったことが後に飛躍するチャンスに繋がったと見ることができるとはならないか。
- (49) 山形県立図書館「縣人文庫」所蔵「平田東助関係文書」九月一六日付平田より両親宛書簡。内容より一八八一年と推定。
- (50) 前掲「火災保険取調事務沿革」二〇〇頁。
- (51) 森前掲書三七九―三八〇頁。
- (52) 「品川弥二郎関係文書 六」二〇〇三年、七七―七八頁、一八八二年六月

三日付品川宛平田書簡。

(53) 『伯爵平田東助伝』三七一―三七二頁。

(54) 平田が留学中に学んだロツシャー等の経済学者は歴史的思考を重視するドイツ歴史学派の主要者であり、その次世代は統計資料等を重視した詳細かつ実証的な研究を推進した。マイエツトもまた、後に「経済論」(一八八五年)において論じているように歴史学派に拠っていた。ほぼ同年代の平田らは同じ知識基盤を共有し、旧新歴史学派の境目にあつて、ロツシャーらに学びつつ統計データを駆使する、過渡的方法をとっていたといえるのではないか。

(55) 諮問を通じて一方向的に「教わる」日本人と御雇外国人の関係とは異なるケースとして、平田らの活動は重要な意味を持つものと考ええる。

(56) 農林水産省百年史編纂委員会編纂『農林水産省百年史 上巻』農林水産省百年史刊行会、一九七九年。

